

大口町告示第61号

大口町リフレッシュ・リゾート施設利用助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年3月31日

大口町長 鈴木雅博

大口町リフレッシュ・リゾート施設利用助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

大口町リフレッシュ・リゾート施設利用助成事業実施要綱（平成19年大口町告示第52号）の一部を次のように改正する。

第2条中「利用する者」を「宿泊のために利用する者」に改める。

第5条第1項を次のように改める。

リゾート施設を宿泊のために利用する者に対する助成金額は3,000円とし、1事業年度1人につき1回の助成とする。

別表第1下呂温泉旅館協同組合加盟施設の項及び犬山温泉組合加盟施設の項を削る。

様式第5中

「

1. 請求金額	宿 泊	2,500円×	人=	円
	日帰り	1,000円×	人=	円
	合 計			円

」

を

「

1. 請求金額	宿 泊	3,000円×	人=	円
---------	-----	---------	----	---

」

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の大口町リフレッシュ・リゾート施設利用助成事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、施行の日（以下「施行日」という。）以後に助成事業を利用した対象者の申請について適用し、施行日前に助成事業を利用した対象者の申請については、なお従前の例による。

(施行のための準備行為)

- 3 新要綱の規定による助成を受けようとする者は、この要綱の施行前においても助成金の申請を行い、利用券の交付を受けることができる。